

鹿屋市地域公共交通運賃協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項及び第9条の3第3項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議するため、鹿屋市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、特段の定めがある場合のほか、法において使用する用語の例による。

(協議する事項)

第3条 協議会は、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等について協議を行う。

2 協議会は、前項の協議を行うときは、鹿屋市地域公共交通活性化協議会規約（平成29年9月9日施行）による鹿屋市地域公共交通活性化協議会の協議の結果を尊重し、調和を図らなければならない。

(参加者)

第4条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 市長公室地域活力推進課長
- (2) 前条第1項の運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者

(運営)

第5条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、協議会への参加を求める時間的余裕がないとき又は天災その他やむを

得ない事情により協議会を開催することができないときは、書面による協議に付するものとする。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、第3条第1項の協議が終結するまでとする。

(守秘義務)

第7条 協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市長公室地域活力推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。